

(記入上の注意)

6 ページ「⑦船舶の大きさ（全長・全幅・喫水）の実測値ならびに民間マリーナに保管していない旨の申立書兼調査に係る同意書」（申請に必要な書類）に記入する

『船舶の全長』とは

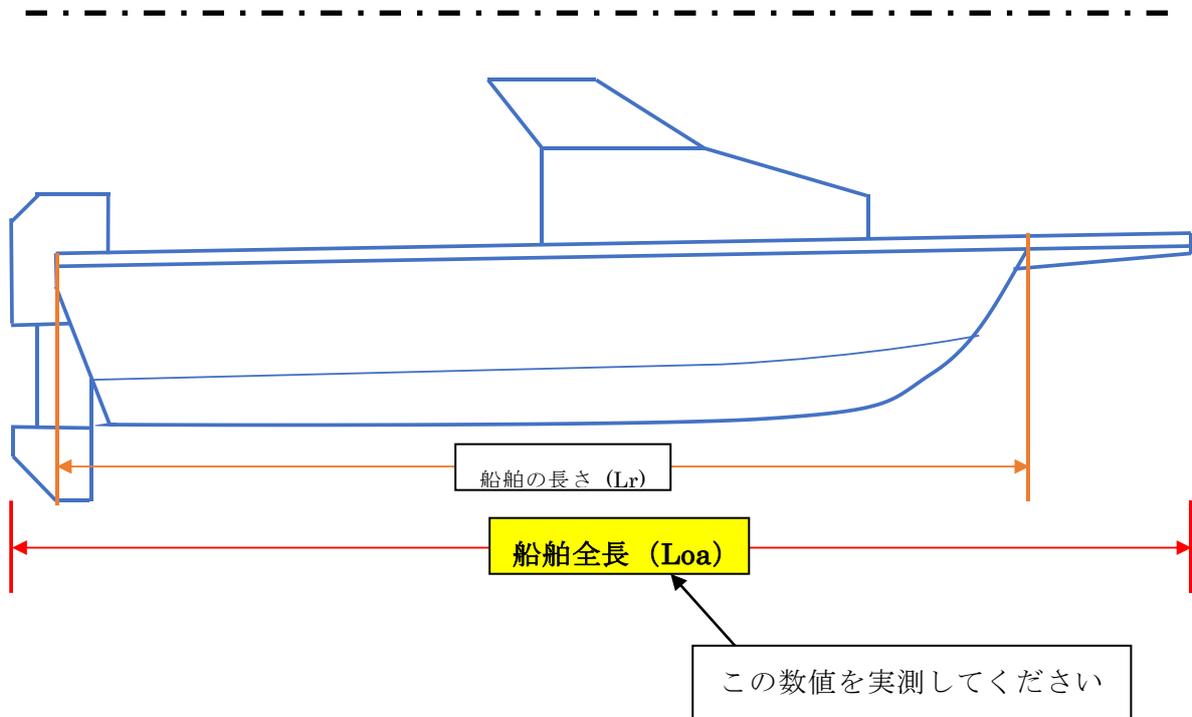
児島支所産業課

このことについては、「船体の船首から船尾までの水平距離」の長さを記入することとし、具体的には下図の船舶全長(Loa)を実際に測ったものを記入してください。

施設の全長区分が、設計上船体部分の長さにより区分されていますのでこの取扱とします。

ただし、スパンカー、ステップ、船外機等の船舶長に影響のある付属品を設置している場合は、それも含めた長さを記入してください。

『船舶の全長』は、対象バースを決める重要な要素となりますので、くれぐれも記入漏れのないようお願いします。



※A・Bバースの係留については船舶検査手帳の「全長」の項目も審査の対象となります。

船舶検査手帳 (登録済み)

船質	FRP	検査済票の番号	第	号
主要目	長さ(L)	Ⅲ	船の長さ(L)	Ⅲ
	幅(B)	Ⅲ	船の幅(B)	Ⅲ
	深さ(D)	Ⅲ	船の深さ(D)	Ⅲ
	全長	7m未満	総トン数	Ⅲ
製造者形式		製造番号		
予備検査番号		製造検査日		
機関の種類	船外機	製造者名	シマノ/タタノ	(株)
製造者形式		製造番号		
予備検査番号				
総出力		総出力		Ⅲ
製造者形式		製造番号		
予備検査番号				
総出力		総出力		Ⅲ
アビエック	材料			
中継機	材料			
その他	材料			

船舶検査済票の番号 第 号

船舶検査手帳

日本小型船舶検査機構

全長の区分が「7m未満」の船舶のみ係留可能です。

↓係留可能

船質	FRP	検査済票の番号	第	号
主要目	長さ(L)	Ⅲ	船の長さ(L)	Ⅲ
	幅(B)	Ⅲ	船の幅(B)	Ⅲ
	深さ(D)	Ⅲ	船の深さ(D)	Ⅲ
	全長	7m未満	総トン数	Ⅲ

↓係留不可

登録済み

船質	FRP	検査済票の番号	第	号
主要目	長さ(L)	Ⅲ	船の長さ(L)	Ⅲ
	幅(B)	Ⅲ	船の幅(B)	Ⅲ
	深さ(D)	Ⅲ	船の深さ(D)	Ⅲ
	全長	7m以上12m未満	総トン数	Ⅲ